

積極的に期日前投票を利用しましょう

投票日に投票に行けない人は、期日前投票ができます。投票所入場券を持って下表のいずれかの投票所で投票してください。投票所入場券に印刷されている宣誓書にあらかじめ記入してから来場すると、スムーズに投票ができます。会場により投票時間が異なりますので、注意してください。

期間・会場・時間

令和7年1月13日(祝)から18日(土)まで	
市役所東館 1 階市民ホール・赤堀支所 2 階大会議室・あずま支所 1 階市民ホール・境支所会議用庁舎 1 階大会議室・豊受公民館	午前8時30分～午後8時
伊勢崎駅前インフォメーションセンター	午前9時～午後8時
いせさきガーデンズ行政センター・スマーク伊勢崎 2 階パークストリート中央(西小保方町)	午前10時～午後8時

不在者投票ができます

【滞在地で投票】

長期出張などで市外に滞在している人は、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票ができます。投票用紙の請求は、告示前から受け付けています。投票用紙が手元に届いたら、速やかに滞在地の選挙管理委員会では不在者投票をしてください。

【病院や施設で投票】

指定された病院や施設に入院(入所)している人は、その施設内で投票することができます。施設の職員などに申し出てください。

【一定の障害がある人の郵便による投票】

身体障害者手帳などを持っている人で、障害の程度が所定の基準に該当する人は、郵便による不在者投票ができます。投票には郵便等投票証明書が必要です。市選挙管理委員会に身体障害者手帳などの証明書類を添えて、事前に申請してください。投票用紙の請求は告示前から受け付けています。所定の請求用紙に郵便等投票証明書を添えて、令和7年1月15日(水)までに市選挙管理委員会に請求してください。投票用紙が届いたら、早めに記載し、市選挙管理委員会宛てに郵送してください。

点字投票・代理投票

【点字投票】

各投票所に点字器を用意しています。目が不自由で点字の読み書きができる人は、投票所の係員に申し出てください。

【代理投票】

心身が不自由などの理由で、投票用紙に記入することができない人は、投票所の係員が代筆しますので、申し出てください。

期日前投票の流れ

- ①投票所入場券の期日前投票宣誓書に氏名などを記入する
- ②投票所入場券を受付の係員に提出する
※投票所入場券を忘れてしまっても運転免許証などで本人確認ができれば投票できます
- ③投票用紙を受け取り、投票する

投票所入場券

伊勢崎市長選挙・伊勢崎市議会議員補欠選挙 投票所入場券

投票日 1 投票所 00-0000

氏名 伊勢崎 ○男

期日前投票宣誓書(記入例参照) 令和7年 1月 日 選挙当日いずれかの事由に該当する見込みであり誤謬であることを誓います。

期日前投票宣誓書の記入例

期日前投票宣誓書(記入例参照) 令和7年 1月 日 選挙当日いずれかの事由に該当する見込みであり誤謬であることを誓います。

氏名 伊勢崎 ○男 大 小 年 XX 年 XX 月 XX 日生

住所 伊勢崎市 ●●町●丁目●番●号

事由
・仕事・学業・地域行事・その他
・病気・けが・出産等で歩行困難
・天災・悪天候
・外出・旅行・レジャー
・他の市区町村に居住

▲記入例を参考に記入してください

選挙公報

各候補者の氏名や経歴、重要視している課題や目標をまとめた政見などを掲載した選挙公報を、新聞折り込みで配布します。朝日・毎日・読売・東京・産経・上毛の各新聞の朝刊に折り込む予定です。

次の施設にも、選挙公報を設置します。

設置施設 市役所、各支所、各公民館、郵便局、市内の新聞販売所にも選挙公報を設置するほか、市HPにも掲載します。また、視覚障害がある人のために、選挙公報の音訳テープを配布します。希望者は市選挙管理委員会に連絡してください

投票状況・開票結果の速報

開票は、投票日当日の午後8時から緋の郷(スポーツ交流館)で行います。市HPで投票状況と開票結果をお知らせします。

投票速報 午前9時以降の投票状況を2時間ごと(午後5時以降は1時間ごと)に確定まで

開票速報 午後9時以降の開票状況を30分ごとに確定まで

投票所が変更になります

- 第3投票所
対 曲輪町一区～三区、大手町一区～四区、本町一区、若葉町一区に住んでいる人
変更後の投票所 赤石楽舎
- 第9投票所
対 日乃出町下諏訪区、日乃出町神谷区に住んでいる人
変更後の投票所 日乃出町神谷区公民館
- 第32投票所
対 上蓮町区、下蓮町区、国領町区、飯島町区に住んでいる人
変更後の投票所 下蓮町会館
- 第47投票所
対 市場町一丁目区に住んでいる人
変更後の投票所 市場町一丁目区民センター
- 第54投票所
対 下谷区、下区、新町区に住んでいる人
変更後の投票所 下区区民センター

令和7年1月12日(日)公示

伊勢崎市長選挙

伊勢崎市議会議員補欠選挙

投票日 1月19日(日)

投票時間 午前7時～午後7時

問 伊勢崎市選挙管理委員会(☎24-5111・内線5510)

令和7年1月19日(日)は、伊勢崎市長選挙および伊勢崎市議会議員補欠選挙の投票日です。この選挙は、今後の市政を委ねる人を選ぶ大切な選挙です。候補者の政策をしっかり確認して、よく考えて投票しましょう。市の将来を決めるのは、思いの込もった皆さんの一票です。

投票できる人

平成19年1月20日以前に生まれた日本国民で、令和6年10月11日以前から本市の住民基本台帳に引き続き記録され、選挙人名簿に登録されている人。

投票は18歳から

満18歳以上から投票ができます。未来を担う若い世代の声を政治に届けるために、投票に行きましょう。

投票所入場券

投票所入場券を世帯ごとに、はがきで郵送します。はがき1枚につき4人までの投票所入場券が付いています。有権者が5人以上いる世帯には、複数枚のはがきが届きます。はがきが届いたら必ず開いて内容を確認しましょう。投票所へ行くときは、はがきの中を開いて、投票所入場券をあらかじめ個人ごとに切り離して、必ず本人が持ってきてください。

投票所入場券が届かない人や紛失してしまったとき

運転免許証など本人確認ができる物を用意して、投票所の係員に申し出てください。選挙人名簿に登録されていることが確認できれば、その場で再発行し投票できます。



投票箱



市HP



だんき猫

最近住所が変わった人

【市内で転居した人】

12月17日(火)までに転居の届け出をした人は新しい住所地(転居先)の投票所で投票してください。12月18日(水)以降に市内転居の届け出をした人は前の住所地の投票所で投票してください。

【市外へ転出した人】

投票日(期日前投票を含む)までに市外へ転出した人は、投票できません。

投票所入場券の例



投票所入場券の例

自分の投票所入場券を切り離して投票所へ。投票所の係員に渡してください。